令和5年度 垂水市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人 垂水市社会福祉協議会

令和5年度事業計画

垂水市社会福祉協議会

基本方針

少子・高齢化や核家族化の進行,家族間や住民同士の関係の希薄化,地域社会からの孤立などを 一因とする様々な社会問題が発生している現在,制度の充実だけではなく,地域で支え合う新たな 仕組みづくりが求められております。

福祉・介護を取り巻く環境は、公的な支援だけでは対応が困難な状況であり、地域における福祉力を高めていくことが必要であります。

また、長期的な課題になっている新型コロナウイルス禍にあっても、全ての社会福祉法人において、地域住民の生活を支える福祉分野のエッセンシャルワーカーとして、状況の変化に対応しながら、人びとの暮らしを支えることが必要です。

こうした中で、垂水市社会福祉協議会では、地域福祉推進の中核的役割を担う民間団体として、 その動向に的確に対応しながら、新たな福祉課題に応えられるよう、地域住民の主体的参加を得な がら、行政をはじめ、住民自治組織(振興会)や福祉・医療関係機関、各福祉団体との連携のもと、 地域の実情に即した福祉活動・事業を積極的に推進して『健やかで、明るく住みよい福祉のまちづ くり』の実現に努めます。

介護保険事業や障害福祉サービス事業においては、基本理念である高齢者や障害者等の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本に、法令等を遵守し適正な事業運営に努めます。

また,更に市民の福祉課題に応えるため,人材育成や活動の一層の充実を図るとともに,経営改善に積極的に取り組むこととし,本年度は次の重点目標を掲げ,各事業の効果的な実施に努めます。

1. 住民の福祉ニーズに応えられる組織体制の整備

多様化・潜在化する住民の生活課題(福祉ニーズ)に応えるため、地域住民の主体的参加を得ながら、関係機関との連携のもと、地域の実情に即した福祉活動・事業を積極的に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による地域生活課題の変化等を踏まえ、喫緊の課題解決に取り組む。

(1) 新たな福祉課題解決への取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活に困窮している世帯に緊急小口資金等の特例貸付を実施してきたが、まだまだ元の生活水準にもどれず生活課題を抱える世帯が多くある。

こうした借受人へのフォローアップ支援として、県社会福祉協議会と連携・協働しながら借受人世帯を訪問し、生活課題の解決に積極的に取り組む。

また, 地域福祉専門職員等の人材確保や育成等に努める。

(2) 福祉ボランティアの町づくり事業の推進と拡充

地域住民の支え合い活動を推進し、「ふれあい・いきいきサロン活動」や「小地域ネットワーク活動」の更なる普及と支援活動に努める。

また、大規模災害による被災者等の生活再建に迅速に対応するため、平常時からの地域住民相互の助け合い活動を推進するとともに、他市町社協や関係機関、NPO等の支援団体と連携・協働しながら、災害発生時に迅速に対応しうる体制と職員のスキルアップに努める。

2. 福祉・介護人材の育成・確保・定着のための対策強化

介護保険法及び障害者総合支援法の理念に基づき,訪問介護事業等介護サービス事業を 実施する。指定基準を遵守し,各事業についてコスト意識を持ち,効果的かつ効率的な事業 運営を行い,さらなる経営基盤の安定化と拡充を図る。

また,人材育成・確保・定着のため,働きやすい・やりがいのある職場環境づくりに努め, 技能・ノウハウの継承,長期勤続によるキャリア形成を図りながら組織強化に努める。

3. 経営基盤の強化・自主財源の確保等

人口減が続く中,会費や寄付金,募金等も減少しているため,地域住民への広報活動や企業等への募金活動を強化し収入増に努める。

介護部門については,介護職員処遇改善加算等を活用するとともに,人事考課制度導入 の検討を行いながら安定した経営基盤の強化を図る。

また、県内外を問わず、同規模社協で安定的な運営を行っている先進地社協等を調査しながら、新規事業等の開発と経営改善に積極的に取り組む。

事業実施計画

I 事務局

1. 会務の運営

社会福祉法人として,地域福祉の充実を目的とした諸事業を円滑且つ効果的に実施し,介護 保険事業等の安定した経営を図るため,次の会務を開催する。

- (1)理 事 会 6月(2回)·12月·3月 臨時
- (2)評議員会 6月・12月・3月 臨時
- (3) 監事監査 5月

臨時

- (4)評議員選任・解任委員会 6月
- (5)職員会議の開催(毎月)

2. 連絡 · 協調

(1)行政との連絡・協調

市保健課・福祉課他関係各課との連携による事業の展開

- (2)地区社協との連絡・協調
- (3)民生・児童委員協議会及び振興会連絡協議会との連絡・協調
- (4)福祉諸団体,施設,関係機関等との連絡・協調
- (5) 県社協他関係機関との連絡・協調

3. 職員研修

社協職員等の資質向上のため、県社協外関係機関の行う各種研修会に積極的に参加する。 また、県内外を問わず、同規模社協で安定的な運営を行っている先進地社協等を調査し、経 営的視点での情報を収集し、事業・経営基盤強化等に活用する。

4. 広報 · 啓発

市民の社協活動に対する認識と積極的な協力参加促進のため、広報・啓発に努める。

(1)全世帯に社協広報誌「社協だより」(3回発行)を配布する。

Ⅱ 地域福祉活動

1. 地域福祉活動推進事業

- (1) 見守りネットワークづくり事業(地域福祉推進システム事業)の推進 要援護者(一人暮らしや高齢者世帯,心身障害者等)に対して,民生委員やボランティ ア等が見守り,声かけ活動を行う「見守りネットワーク事業」を垂水市及び民生児童委員 協議会等と連携し,推進する。
- (2) ふれあいいきいきサロン事業の推進
 - ア 日常生活の基盤であり最も身近な地域社会において、ボランティア等の参加促進を図りながら、対象者の孤独感の解消やさらに寝たきり・認知症等の予防を図ることを目的に「ふれあいいきいきサロン」事業を実施する。
 - イ サロンの運営についてはそれぞれ自主運営とし、市社協は当事者自身が運営しやすい 環境の整備づくりや相談など物心両面からの支援に努める。

- (3)「ふくしのまち推進事業」の継続実施
 - ア 地区社会福祉協議会の充実,連絡調整,協働活動の促進を図る。
 - イ 地区社会福祉協議会の育成援助と福祉活動の支援。
- (4) 子ども食堂等の普及活動

共働きや一人親家庭,経済的な理由などにより,孤食や満足に食事がとれない子供たち, 高齢者の孤食問題などの課題に対応するため,「(子どもだけに特化しない) 居場所として の子ども食堂」の普及・支援活動を行う。

2. ボランティアの育成と活動の推進

(1) 福祉ボランティアのまちづくり事業 (ボラントピア事業) を継続実施し、活動の基盤となる諸条件の整備と活動の永続的、かつ自主的な展開の推進を図る。

ア市民啓発事業

- ◇『垂水市社会福祉大会』の開催とボランティア活動功労者の表彰。
- ◇ 『ボランティア育成事業協力校』の指定 市内全小・中学校・高校。 ボランティア協力校(各小・中学校・高校)の福祉・ボランティア関係の授業や 行事等への積極的な協力。
- ◇ 『ボランティアポイント制度』の実施 児童・生徒のボランティア活動への参加を促し、ボランティア活動の促進と社 会福祉への理解と関心を高める。
- ◇ 広報誌の発行によるボランティア情報の提供。

イ 養成研修事業

- ◇ 『サマーボランティア』の開催 ─小・中学生,高校生等による高齢者・児童福祉施設等での福祉体験研修。
- ◇ 『福祉教育・ボランティア学習講座』の開講 ―教職員、ボランティア、地域住民、施設職員など異なる立場の人が、福祉やボランティアについて共に考える機会を設け、その中でお互いの「気づき」を活かして今後のボランティア活動の効果的推進を図る。
- ◇ 総合的学習活動支援事業(チャレンジプラン)の実施 ― 小・中学校の児童・生徒を対象として、自主的な総合的学習への取り組みを支援するとともに、福祉教育及びボランティア学習の推進を図る。
- ◇ 朗読ボランティアによる「声の広報たるみず」―「広報たるみず」の提供

ウ 活動基盤づくり事業

ボランティアコーディネーターの設置 — ボランティア事業の総括,また,ボランティア活動に関する様々な相談に応じ,提供・受入の連絡・調整等を行うため設置する。

ボランティア及びボランティアグループの組織化,活動分野の調査及び活動機材の整備。

エ その他必要に応じてボランティア活動を展開するために必要な事業。

(2) 災害ボランティアセンターの設置

災害時の災害救援ボランティアセンターの設置体制の整備を図り、平時より行政をは じめとして関係諸団体・ボランティア・大隅地区社会福祉協議会連絡協議会との連携を 図りながらボランティア活動の情報発信とボランティア活動参加促進を行う。

3. 子育て支援(利用者支援)事業(市からの受託)

- ◇「子育てサポーター講座」を開催し、修了者に対するフォローを行い子育て支援者の定着を 図り、「ふれあい子育てサロン」の推進に努める。
- ◇物を大切にする気持ちを育み、世代間の交流といった目的の下、「おもちゃドクター」養成講座修了者による『おもちゃ病院』を定期的に開催する。
- ◇子育て支援情報誌の定期発行や子育て世代・地域住民の子育てに関するニーズ調査を実施する。
- ◇子育て支援「出産記念品贈呈」事業

若い世代が子育てしやすい環境づくりや定住促進、社協活動への理解並びに地域福祉活動への参画を目的に、出産した家庭へ記念品の贈呈と子育て家庭への育児支援を図る。

4. 子育て支援センターの運営(市からの受託)

平成 22 年度より市の受託事業として実施。指導員を配置し、子育で中の方々の仲間作りや 子育で相談に対応する。また、運営方法や内部施設の充実を図り、利用者の利便性の向上及び 利用者の増に務める。

5. ファミリーサポートセンターの運営(市からの受託)

平成29年度より市の受託事業として実施。支援員を配置し、子育で中の世帯を会員として、 児童の預かりの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助 活動に関する連絡、調整を行う。

6. 福祉サービス利用支援事業の推進(県社協からの受託)

- (1) 在宅要援護者の中で、日常生活や福祉サービスの利用等について、自らの判断では支障がある高齢者や障害者等を支援するため、福祉サービス利用支援事業を実施する。
- (2) 基幹的社協として専門員、支援員を設置して適切な指導とサービスが提供できるよう事業の展開を図る。
- (3) 住民への事業の周知徹底を図るための広報啓発に努める。

7. 赤い羽根共同募金配分金事業

(1) 高齢者福祉活動の推進

高齢者の生活を健やかで豊にするための事業推進に努める。在宅要援護者等の 実態把握に努め、様々なニーズに対する援助活動を行う。

- ア 市老人クラブ連合会の事業と活動援助。
- イ 敬老行事等の推進。
- ウ 在宅のひとり暮らしや寝たきりの高齢者等に対する事業の推進。
- エ 高齢者スポーツ大会の開催 元気溌剌とした高齢者による「社協杯ゲートボール 大会」等スポーツ大会の開催。
- オ 要援護者の見守り等援助活動の「見守りネットワーク事業」の推進。

(2) 障害者(児)福祉活動の推進

身体(心身)障害者の自立自助の意欲を喚起し, 残存能力を活用することによって積極 的に社会参加, 復帰できるよう支援する。

- ア 在宅身体(心身)障害者団体の育成援助。
- イ 身体障害者スポーツ大会等への参加と援助。
- ウ 視覚障害者(重度)に対する「声の広報たるみず」の配布。
- エ 障害者支援施設「城山学園」との連携と協力。
- (3) 児童・青少年福祉活動の推進

児童、青少年を心身ともに健やかに育成するための事業の推進に努める。

- ア 青少年育成援護団体(保護司会, 更生保護女性会)の育成活動援助。
- イ 地域ぐるみの高齢者、子育てサロン等とのふれあい活動の推進。
- ウ 「保健福祉作文コンクール」の実施。一 市社会福祉大会での表彰と発表。
- エ ボランティア育成事業協力校との連携と事業の推進、活動援助。
- オ 小・中学校の福祉ボランティア関係授業への積極的な協力。
- カ 総合的学習活動支援事業(チャレンジプラン)の実施。 申請・応募により、福祉活動をテーマにした活動を実践する学校またはクラス を選定し、その活動を支援する。
- キ 児童・青少年ボランティア活動の支援。

8. 低所得世帯の福祉の推進

低所得世帯等の生活の安定に資するため、「生活福祉資金」「市更生資金」の積極的な活用を 促進すると共に、長期滞納者に対する償還指導と債権管理の適正化に努める。

また、平成27年度より市が行っている「生活困窮者自立支援事業」と連携し、生活困窮者の自立支援を促進する。

(1) 生活福祉資金の貸付(県社協からの受託)

経済的援助が必要な低所得世帯へ貸付を行い,経済的,社会的に自立更生できるよう, 民生委員の協力を得ながら支援する。

(2) 法外援護事業(市更生資金貸付事業)

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため小口資金の貸付を行う。

(3) 生活困窮者に対する食料支援(平成31年度より実施)

緊急に食料等の支援が必要である生活困窮者に対し、他の社会福祉法人や企業などから食料等の提供を頂き、緊急時の生活維持や自立促進を図る。

(4)地域くらし・ささえあい事業【新規】

生活福祉資金特例貸付を受けている人や一時的に生活に困窮している相談者に対し, 電話や訪問,面談により,生活課題を把握し,その課題解決に向けて関係機関と連携しな がら,寄り添い型の支援を行い,生活困窮者等の生活維持や自立促進を図る。

9. 心配ごと相談事業

市民の生活上のあらゆる相談に応じ、社会資源を有効に利用して適切な助言を行い、その福

祉向上を図ることを目的として開設する。又、電話による心配ごと相談も事業も並行して実施する。相談受付については、平成23年度より事務局において電話及び窓口で受付を行い、相談員に連絡する体制とする。

- (1) 月2回開設(毎月第1・第3金曜日。電話予約により実施)
- (2) 心配ごと相談事業利用の促進のために、「社協だより」で周知を図る。
- (3) 県社会福祉協議会等による研修会に積極的に参加し、相談員の資質向上に努める。

10. 一般社会福祉活動の推進

- (1) 緊急災害等援助活動
 - ア 風水害,火災等による被災世帯へ,救援物資及び見舞金を交付する。 (社会福祉協議会,日本赤十字社,共同募金会)
 - イ 災害発生時,「福祉救援ボランティア活動マニュアル」に遵守して適正な行動がな されるよう,垂水市及び大隅地区社協連協,近隣市町との連携を密にする。
 - ウ 災害時等に備品の貸出しを行う。
- (2) 福祉機器の貸出し事業

在宅福祉,ボランティア活動の推進を図るため、車椅子や高齢者の疑似体験セット等の福祉機器を、期間を定めて無料で貸し出す。

11. 共同募金運動の推進

平成24年度より「共同募金垂水市会」から『垂水市共同募金委員会』に組織を移行し、運営委員会を設置、共同募金運動に理解がある委員の運営の下、地域主体の運営・募金活動の活性化を図り目標達成に努める。また、配分金を各種事業に適正に配分し、地域福祉事業の推進に努める。

12. 日本赤十字社事業

赤十字思想を広く市民に普及し、社員組織の拡充と社資増強に努める。

また、市民の要請により、「家庭看護講習会」、「救急法」等の『赤十字講習会』を実施する。

Ⅲ 介護保険関係事業

1. 在宅福祉サービス事業の実施

(1) 指定居宅介護支援事業

介護計画(ケアプラン)作成業務を実施し,介護保険事業運営の円滑化を図る他,垂水市から受託する「要介護認定訪問調査」「介護予防ケアプラン」を実施する。

指定基準を遵守し,利用者本位のサービスに努め,苦情に対して適切に対処し,利用者 選択を基本に自立を目指したケアプランを作成するための職員の研鑽に努める。

(2) 訪問介護事業

本会の在宅サービスの中核である訪問介護事業では、ケアプランに基づき利用者が自立した日常生活を営み、健全で安らかな生活が行われるようサービスの提供を図る。

また、職員においては、訪問介護計画書に沿った質の高いサービスが提供できるよう 研修等に参加し、研鑽を重ねるとともにサービスの標準化に努める。

(3) 訪問入浴介護事業

市内で唯一の事業所としての責任を認識し、従来の温泉を使用しての入浴で、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- (4) 介護保険制度の改正など、その内容を的確に把握し、多様で柔軟なサービスが提供できる体制づくりに努める。
- (5) 利用者との適切な関係づくり

利用者のトラブルや相談、苦情に対して、「相談・苦情解決責任者」や「相談・苦情受付担当者」、「第三者委員」を置き、的確な対応と処理に努める。

(6) 人材の確保並びに教育

一事業者として高い専門性と質の向上を目指して,介護保険事業職員のみでなく全職員がサービス事業者として地域福祉に携わる意味を十分認識し,様々なニーズに対応できる職員像を目指し研鑽に努める。

(7) 福祉サービスに関する相談・苦情解決事業の推進

ア 福祉サービスに対する利用者の相談や苦情, 意見を幅広く汲み上げ, サービスの 改善・向上を図るとともに, サービス事業者としての苦情解決の責務の明確化に努 め, 相談・苦情があった場合はその解決に迅速に対応する。

イ 「第三者委員」等においても解決が困難な事例に備え、県社会福祉協議会に設置されている「運営適正化委員会」との連携を図る。

2. 生活支援型ホームヘルプサービス事業(市からの受託)

介護保険制度で非該当となった特定高齢者等を対象に、日常生活の支援を行うためにホーム ヘルパーを派遣し、利用者の健全で安らかな生活の安定に努める。

3. 指定障害福祉サービス事業

在宅障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者)が、自立自助の意欲を喚起し、残存能力を活用することによって健全な社会生活を営むことができるよう適切なサービスを提供し、利用者が安心して生活できるよう事業の展開に努める。

4. 生活支援(有償ヘルプ)サービス事業

日常生活に不安のある高齢者等や虚弱な方々に対し、必要なサービスを提供することにより、 身体介護、生活援助など介護保険外サービスを必要としている方々の支援を行う。

Ⅳ その他

その他、本会定款に定める目的達成に必要な福祉事業推進に努める。